

北朝鮮・イランへの経済制裁について

国際局調査課外国為替室課長補佐
大江 賢造

1. はじめに

北朝鮮とイランによる核開発問題は、現在、国際社会が抱える大きな問題の一つとなっている。北朝鮮による昨年7月のテポドン2号を含む弾道ミサイル発射実験、それに続く昨年10月の地下核実験実施発表を受けて、国連安保理事会は、北朝鮮への経済制裁等を各国に求める決議・第1695号と第1718号を全会一致で採択した。また、同様にイランに対しても、イランに対する経済制裁等を各国に求める決議第1737号を昨年12月に全会一致で採択した。このような状況下、日本では北朝鮮及びイランに対して、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づいて経済制裁を現在行っているところである。

本稿では、主に金融面での経済制裁を中心に北朝鮮及びイランに対する経済制裁の実施にいたるまでの経緯とその概要を概観することとしたい。なお、本文中の意見にわたる点は、筆者個人に帰すものである。

2. 北朝鮮に対する経済制裁

(1) 弾道ミサイル発射実験

平成18年7月5日、北朝鮮は7回にわたり日本海に向けてテポドン2号を含む弾道ミサイルの発射実験を実施した。これを受けて、日本は「当面の対応」として「万景峰92号の入港禁止」や「北朝鮮当局の職員の入国の原則禁止」

等の措置を講ずると同時に、「国連安保理事会等において然るべき対処がなされるよう必要な働きかけを行う」こととされた。

(2) 国連安保理決議第1695号

日本の働きかけもあり、7月15日（米国時間）、弾道ミサイル発射から10日余りという速さで北朝鮮への経済制裁等を各国に求める国連安保理決議第1695号が全会一致で採択された。同決議は、北朝鮮による弾道ミサイル発射を強く非難すると同時に、北朝鮮に対し「弾道ミサイル計画の関連活動の停止」、「六者会合への即時無条件復帰」、「すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に早期に復帰すること」等を要求している。また、同決議は、各国に、「北朝鮮との間でミサイル又はミサイルに関連する貨物・技術を輸出入することの禁止」及び「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転の防止」を求めている。

(3) 資金移転防止措置の実施

国連安保理決議第1695号が求めている措置のうち「北朝鮮との間でミサイル又はミサイルに関連する貨物・技術を輸出入することの禁止」については、既存の輸出・輸入管理の枠組みの中で実施済みであるが、「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転の防止」については、新たな措置を実施する必要が

あった。そのため、関係省庁が協力して、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として15団体・1個人を指定し、9月19日に

以下のように閣議了解を行い、資金移転防止措置を実施した。

北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する等の措置について

平成18年9月19日
閣議了解

1. 本年7月5日の北朝鮮によるテポドン2号を含む弾道ミサイル発射に関し、同15日（ニューヨーク現地時間）に、すべての国連加盟国に対し、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止すること等を求める国際連合安全保障理事会決議第1695号が採択された。
2. 今般、我が国は、外国政府から得られた情報及び我が国がこれまでに入手した情報を総合的に勘案し、同決議に基づき、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連すると認められる以下の者に対し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）により、資金の移転を防止する措置を講ずることとする。
3. また、当該措置の確実な実施を図るため、外国送金について確認義務を果たすべきすべての金融機関に対し、その実施体制の集中的な検査（外為法に基づく特別検査）を行うこととし、併せて、金融機関等に対し、本人確認義務等の履行の徹底及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に基づく「疑わしい取引」の届出の徹底を要請することとする。

コハス・AG
Kohas AG

コリア・インターナショナル・ケミカル・ジョイント・ベンチャー・カンパニー
Korea International Chemical Joint Venture Company

コリア・クワンソン・トレーディング・コーポレーション
Korea Kwangsong Trading Corporation

コリア・コンプレックス・エクイップメント・インポート・コーポレーション
Korea Complex Equipment Import Corporation

コリア・トンヘ・ SHIPPING・カンパニー
Korea Tonghae Shipping Company

コリア・プガン・トレーディング・コーポレーション
Korea Pugang Trading Corporation

コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID)

コリア・リョンハ・マシナリー・ジョイント・ベンチャー・コーポレーション
Korea Ryonha Machinery Joint Venture Corporation

コリア・リョンボン・ジェネラル・コーポレーション
Korea Ryonbong General Corporation (KRGK)

コリア・リョンワン・トレーディング・コーポレーション
Korea Ryongwang Trading Corporation

タンチョン・コマーシャル・バンク
Tanchon Commercial Bank

トソン・テクノロジー・トレーディング・コーポレーション
Tosong Technology Trading Corporation

ピョンヤン・インフォマティクス・センター
Pyongyang Informatics Centre

ヘソン・トレーディング・コーポレーション
Hesong Trading Corporation

ポンファ・ホスピタル
Ponghwa Hospital

ヤコブ・スタイガー
Jakob Steiger

上記の措置を講じた結果、本邦金融機関において、資金移転防止措置の対象者であるタンチョン・コマーシャル・バンクの外貨預金口座1件（残高1,000米ドル弱）及びコリア・インタ

ーナショナル・ケミカル・ジョイント・ベンチャー・カンパニーの預金口座3件（円建口座1件及び外貨建口座2件、残高合計約80万円）の存在が判明したため、同口座を凍結した。

(4) 地下核実験実施宣言

7月5日の弾道ミサイル発射に対する国際社会の厳しい非難があったにもかかわらず、北朝鮮は10月9日に、地下核実験を実施したことを宣言した。これを受けて、日本は10月11日、弾道ミサイル発射時にとった措置を更に強化して、「すべての北朝鮮籍船の入港禁止」、「北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止」や「北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止」等の措置を講ずることを発表し、北朝鮮籍を有する者の入国禁止は即日実施し、北朝鮮籍船の入港禁止と北朝鮮からの輸入禁止措置は、10月13日に閣議決定され翌14日より実施することとした。

(5) 輸入代金の確認徹底の要請

北朝鮮からのすべての品目の輸入を禁止する措置の実施にあわせて、10月13日に翌14日からの当該輸入禁止措置を金融面からもサポートし、輸入代金の決済が行われることがないようにするために、金融機関に対して顧客の送金を取り扱う場合には北朝鮮からの輸入に係る支払いであるかどうか確認することの徹底を要請した。

(6) 国連安保理決議第1718号

弾道ミサイル発射時と同様に、日本の働きかけもあり、10月14日（米国時間）、地下核実験実施宣言から5日余りという速さで、北朝鮮への更なる経済制裁等を各国に求める国連安保理決議第1718号が全会一致で採択された。同決議では、北朝鮮の行為を受けて、国際の平和及び安全に対する明白な脅威の存在を認定すると同時に、北朝鮮に対し「六者会合への即時無条件復帰」「すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること」等を改めて要求した。また、同決議は、各国に対し、北朝鮮への更なる制裁措置として「北朝鮮との間で軍備品、核・ミサイル計画及び大量破壊兵器計画に関連する貨物・技術を輸出入することの禁止」、「北朝鮮に対して奢侈品を輸出することの禁止」、「核・ミサイ

ル計画及び大量破壊兵器計画に関連する資金の移転の防止」等の実施を求めている。

そのうち、「北朝鮮との間で軍備品、核・ミサイル計画及び大量破壊兵器計画に関連する貨物・技術を輸出入することの禁止」は、国連安保理決議第1695号と同様に既存の輸出・輸入管理の枠組みの中で実施済み、また、「核・ミサイル計画及び大量破壊兵器計画に関連する資金の移転の防止」については、国連安保理決議第1695号に基づき9月19日に実施した措置により同じく実施済みであると整理できる。

一方、「北朝鮮に対して奢侈品を輸出することの禁止」については、新たに対応する必要があるため、関係省庁が協力して奢侈品24品目の指定を行い、11月14日に同品目の北朝鮮への輸出禁止措置等について閣議了解するとともに、関係する輸出管理令の改正の閣議決定を行い、翌15日より実施された。

3. イランに対する経済制裁

(1) 国連安保理決議第1737号

イランの核開発問題は、平成14年8月、イランが長期間にわたってIAEAに無申告で、ウラン濃縮等の核活動を行っていたことが発覚したことにより明らかになった。以降、EU 3（英仏独）とイランとの間で断続的に交渉が続いていたが、平成18年1月にイランがウラン濃縮活動を再開することをIAEAに通告し、2月より実際に再開したことにより緊張が一気に高まった。その後、6月にEU 3+3（米露中）がイランに対し、イランが全てのウラン濃縮活動の停止等を履行した場合には、国際社会がイランに対して軽水炉建設支援や核燃料供給を保証する等の見返りを提供する、いわゆる「包括的見返り案」を提示した。しかし、イラン側が拒否する姿勢を貫いたため、EU 3+3において、イランに対する経済制裁を各国に求める国連安保理決議第1737号の議論が本格化し、12月23日（米国時間）に全会一致で採択された。

同決議は、イランに対して「研究及び開発を含む、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の停止」等を求めると同時に、国連加盟国に対し「イランの核活動等に寄与し得る貨物・技術を輸出入することの禁止」、「イランの核活動等に寄与し得る金融サービスの提供の防止」、「イランの核活動等に関与する10団体・12個人への資産凍結等」等を求めている。

(2) 資産凍結措置

国連安保理決議第1737号が求めている措置のうち「イランの核活動等に寄与し得る貨物・技術を輸出することの禁止」については、既存の輸出管理の枠組みの中で実施済みであるが、それ以外については新たな措置を実施する必要があった。したがって、関係省庁で協議を行い、2月16日に以下のように閣議了解を行い、翌17日よりイランに対する制裁措置を実施した。

イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する資金の移転の防止及び貨物の輸入の禁止等の措置について

平成19年2月16日
閣議了解

1. イランの核問題に関し、昨年12月23日（ニューヨーク現地時間）に、すべての国連加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発（以下「核活動等」という。）に寄与し得る物資及び技術の供給等に関連する資金移転の防止、核及びミサイル関連品目のイランからの調達禁止並びにイランの核活動等に関与する個人及び団体に対する資産凍結等の措置を義務づける国際連合安全保障理事会決議第1737号が採択された。

2. 我が国は、同決議に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）により、イランの核活動等に関連する貨物及び技術のイランに対する供給、販売若しくは移転又はイランにおける製造若しくは使用に寄与する目的で行うイランへの資金移転を防止する措置を講ずることとする。

3. イランを原産地又は船積地域とする、核活動等に関連するものとして同決議において指定された品目につき、外為法により、輸入を禁止する措置を講ずることとする。

4. イランの核活動等に関与するものとして同決議の附属書に指定された者に対し、外為法により、資産凍結等の措置を講ずることとする。

4. おわりに

以上、北朝鮮及びイランに対して日本が現在行っている経済制裁を概観したが、北朝鮮及びイランの核開発問題は、現在もなお進行中の問題である。実際に、本原稿の執筆時（3月下旬）においても、北朝鮮については、2月8日から13日にかけて行なわれた第5回六者会合第3セッションにおいて、北朝鮮の寧辺の核施設を放棄する見返りに重油5万トン相当の緊急エネルギー支援、その次の段階として北朝鮮が完全に核計画を放棄する見返りに、重油95万トン相当のエネルギー支援を行うことが合意されたが、3月19日から行われた六者会合は、マカオのバンコ・デルタ・アジア銀行に凍結されてい

る北朝鮮関係口座の資金が在北京・中国銀行内の朝鮮外国貿易銀行口座に送金されたことを確認するまで交渉に応じられないとの態度を北朝鮮が採ったことから、合意を見ずに休会となっている。一方、イランについては、現在もイランは国連安保理決議第1737号で求められているウラン濃縮活動を継続しており、更なる経済制裁措置を盛り込んだ新たな安保理決議第1747号が3月24日（米国時間）に国連安保理理事会において全会一致で採択されたところである。

北朝鮮とイランによる核開発問題は、依然として未解決の課題であり、今後とも国際社会の動向にも注視しつつ、日本としての適切な対応を模索し続ける必要があると考えられる。